

[Auger], *Mémoires pour servir... の編者について**
On the Author of *Mémoires pour servir à l'histoire du
droit public de la France*, etc. 1779

木 崎 喜代治

KISAKI Kiyoji

謹啓

いつも貴センター『年報』をご恵与くださり、厚くお礼申し上げます。今度お送りいただいた第16号の巻末の新取図書リストの冒頭に [Auger], *Mémoires pour servir...* を発見して、貴センターがこの貴重な文献をまた一点入手されたことを大いに慶賀いたしました。

ただ、この書物の編者がオージェであるか否かについては、わたくしは10年以上まえから疑問に思っており、すこしばかり調べてみたことがあります。今回、たまたま貴センターの『年報』上でこの書物のタイトルを見て、以前からの疑問を整理してみようと思い立ちました。

この小文がすこしでも価値あるものならば、貴センターへのわたくしの恩返し的一端になるのではないかと思い、これをお送りいたします。

*

1) まず、問題の書物はつぎのものです。

Mémoires pour servir à l'histoire du droit public de la France, en matière d'impôts, ou Recueil de ce qui s'est passé de plus intéressant à la Cour des Aides, depuis 1756 jusqu'au mois de juin 1775. Bruxelles 1779. xiv, 776p.

これは租税法院の歴史の本であります。特殊な性格を帯びている書物です。租税法院はパルルマンと並んで最高諸法院の一つであり、租税問題に関わる係争の最終審（最高裁判所）であると同時に、租税にかんする法令は租税法院によって登録されなければ、その租税法院の管轄区において法律として発効しません。たとえば、新税徴収の法令が公布されたとしても、租税法院がその法令をその議事録に登録しなければ、その法令は効力を発せず、したがって、その租税の徴収をおこなうことはできません。ただし、租税法院は、長い間それ独自の活躍をほとんどなさず、パルルマンの陰に隠れた存在でした。ところが、マルゼルブ (C.-G. de L. de Malesherbes) が1751年にその院長に就任してから、とりわけ1756年ごろから、租税法院は積極的な活動を開始し、王権の租税政策・財政政策を正面から批判するようになります。そして、その批判は必然的に王国の現状全体の批判へと拡大していきます。王権そのものにたいするこうした抵抗の姿勢のゆえに、ついに1771年、マルゼルブは追放され、租税法院自体もパルルマンとともに解体されてしまいます。

しかし、1774年、ルイ15世がこの世を去り、ルイ16世が即位すると、世論の動向に押されて、パルルマンも租税法院も再建されます。マルゼルブも院長として返り咲きます。しかし、テュルゴ (A.-R.-J. Turgot) が財政総監に就任すると、マルゼルブは、かれの第一の友人として内

*編者注：本稿は当センター宛の書簡としていただいたものですが、その内容からみて公表すべきであると判断し、著者の承認の下にここに掲載します。

閣に迎えられ、1775年に宮内大臣に就任します。租税法院を去ることになったマルゼルブは、王国の行政改革についての自分の見解の全体を長文の建言書あるいは諫言書（*remontrances*）にまとめ、1775年5月6日に国王に提出します。国王はこの建言書の公表を禁止します。「租税の徴収に必要な仕事をなしている人々への納税者の敵意をかきたてることは危険である」と国王は告白しています。しかし、3年後の1778年4月、この建言書はひそかに出版されます。国王は激怒し、租税法院は急いで発売禁止令をだします。そして、その翌年、あらためて、その建言書をも含むこの問題の大著がブリュッセルを刊行地として刊行されます。もちろん、この出版地の記載は偽りであり、パリで刊行されたものであることはすべての人が知っておりました。

したがって、この書物はいわば戦闘の書であり、租税法院の院長マルゼルブの活動報告書のごときものでありました。内容的にも、資料集と呼んでもよく、したがって、ここでは、著者という言葉よりも編者という表現のほうが適切かと思われまます。この公刊にまつわる騒動については、のちに触れなければなりません。

2) ただ、つぎの点はここで書いておくのがよいでしょう。この1775年の建言書は長文で、四つ折りの1779年版で66ページに達するものですが、その文中、二箇所削除部分があり、その合計は10ページほどになります。この削除部分は、1778年に秘密出版されたときからあるもので、1779年の問題の書物でも埋められておりません。出版者は、たとえ秘密出版とはいえ、この部分があまりにも王権に刺激を与えすぎると判断したからでありましよう。このような配慮をみれば、1778年版も1779年版も、どちらについても、この秘密出版にたずさわった者は租税法院の関係者であろうと思われまます。もし、第三者ならば、こうした配慮は不要だからであります。ところが、この欠落部分は別に印刷されて販売されておりました。一橋大学が最初に入手した版本には、ありがたいことに、この別刷り部分が巻末に綴じ込まれております*。ところが、さいきんバダンテール（Badinter）の編集によって刊行されたこの建言書では、その中にある空白部分はそのまま放置されており、別刷り部分への言及すらありません。この措置は理解に苦しむものです（E. Badinter, *Les <Remontrances> de Malesherbes - 1771-1775-*, Paris 1978. のちに、Flammarion のペーパーバック版に入っても同じです）。

3) この書物の編者は一般にオージェ（Auger）と考えられており、わたくしの知るかぎりどこでも、貴センターでも、Bibliothèque Nationale のカタログでも、アメリカの Union Catalog でもそのように扱われております。

4) しかし、わたしは、その編者はディオニス（Dionis du Séjour）であろうと考えています。それについて説明します。まず、ひとびとは、その編者について、どう考えてきたでしょうか。

5) おそらく、その編者をオージェと断定した最初の人のはバルビエ（Barbier）であると思われまます。（A.-A. Barbier. *Dictionnaire des ouvrages anonymes et pseudonymes composés, traduits, ou publiés en français, etc.* Paris 1806-9, 4 vol.; 3^e éd., Paris 1872-79, 4 vol.）。それ以降、ひとびとは、それに従っているようです。バルビエはここで、この書物は「ショール部長（Président Choart）の監督のもとに、弁護士オージェによって出版された」と書いています。しかし、残念ながら、その断定の根拠をなにも示しておりません。バルビエはそこでこの本の説明をしています。その説明の出典についてはのちに言及します。なおケラール（Quérard）の文献目録も、バルビエのこの記述をそのまま採用しております。なおまた、ショ

*編者注：ここに言及されている版本は、一橋大学経済研究所に所蔵されている。

アールは、租税法院の院長マルゼルブの部下であるばかりでなく、腹心の友でもあり、租税法院の解体および再建のさいには、マルゼルブに積極的に協力しています。1775年、マルゼルブの辞任の噂が流れたさいに、かれの留任を願う演説をしたのもショアールであります。バルビエはショアールを部長（Président）と呼んでいます、かれがその地位については1788年3月12日でありますから、この本の秘密出版の時期にはまだその地位にいませんでした。なお、部長とは、租税法院の複数の審理部（法廷）の長であり、租税法院全体を統括するのは院長（Premier Président）であります。これはパルルマンと同じです。

6) オージェなる人物については、ほとんどなにも知られておりません。洗礼名さえ不明です。ただ、弁護士（avocat）という肩書きがつくのみです。

7) バルビエはこの書物のタイトルを書き間違えております。*Recueil de ce qui s'est passé de plus intéressant à la Cour des Aides* となるべきところを、*Recueil concernant la Cour des Aides* と書いています。ほかの場所ならいざ知らず、文献目録におけるこの種の誤記は重大でありうると思われます。

8) 1796年、デュボワはマルゼルブの伝記のなかで、「この本は、・・・租税法院の多くの司法官、とりわけ市民ディオニスの尽力による・・・」と書いています（J.-B. Dubois, *Notice historique sur Chrétien-Guillaume Lamoignon-Malesherbes*, 2e éd. 1796, p.7; 3e éd., 1806, p.26. この第3版では、「市民」という言葉が当然にも削除されています）。

9) 1797年、ニオンはマルゼルブの蔵書カタログの序文のなかで、この書物の名をあげ、「ディオニスによる」と書いています（J.-L. Nyon, *Catalogue des livres de la Bibliothèque de feu Chrétien-Guillaume Lamoignon-Malesherbes*, Paris 1797, p.8）。

10) 1803年、ド・リル・ド・サールはマルゼルブの伝記のなかで、つぎのように書いています。「この本は・・・学識あるオージェとルモワンス（Lemoine）の尽力により、司法官ディオニスの監督のもとに1779年に刊行された。」（De l'Isle de Sales, *Vie publique et privée de Chrétien-Guillaume de Lamoignon de Malesherbes*, Paris 1803, p.xi）。バルビエ以前に、オージェへの言及が現れているのは、わたくしの知るかぎり、ここだけあります。しかも、オージェの名はルモワンスと並列に置かれています。

11) また、ともにきめ細かい研究者であるエグレとグロクロードによれば、カミュがつぎのように書いていたとのことであります。「この集成は、租税法院の評定官長であるディオニスによって編集され、印刷された」（Camus, *Lettres sur la profession d'avocat*, Paris 1818, t. II, p. 155; cf. J. Egret, Malesherbes, premier président de la Cour des Aides (1750-1775), *Revue d'Histoire moderne et contemporaine*, no. 30, 1955, p.113; et P. Grosclaude, *Malesherbes, témoin et interprète de son temps*, Paris s.d. (1961), p.783.）。

12) デイオニス（Louis-Achille Dionis du Séjour）は1702年に生まれ、1794年に死去しています。92歳の長生きです。1724年に租税法院の評定官になり、1776年から、租税法院の廃止される1791年まで、評定官長（Doyen）を務めています。なお、1791年の租税法院の解体時の構成員は総計で113人で、そのうち評定官は66人です。かれは、租税法院廃止の翌年、租税法院史を刊行しています。すなわち、*Mémoire pour servir à l'Histoire de la Cour des Aides, depuis son origine en 1355, sous le Roi Jean, jusqu'à sa suppression le 22 janvier 1791, sous le règne de Louis XVI*, Paris 1792. であります。この著作は匿名であります、ディオニスがその著者であることに異議を申し立てた人はないようです。この著作のタイトルは、問題の著作

のタイトルに似ておりますし、内容の書き方も似ております。類似点の第一は、どちらの書物でも、編者（著者）の見解を正面から出さず、資料をして語らせるという形式をとっていること、第二は、それにもかかわらず、租税問題における反専制主義的基調がときおり姿を見せていることであります。なお余談ですが、ディオニスは、その在職中にえた収入をすべて記載したノートを残しており、きわめて基調な資料となっております（G. d'Arvisenet, *L'office de conseiller à la Cour des Aides de Paris au XVIII^e siècle, Revue historique de droit français et étranger*, 33 (1955), pp.537-559)。なお、のちのアカデミー会員で自然科学者の Achille-Pierre Dionis du Séjour は、かれの息子であります。

以上の証言からみれば、この書物の編者はオージェであるよりも、ディオニスであると考えほうが自然であるように思われます。

ただ、これにたいして、次のような異論が提出されるかもしれません。

13) すでに述べたように、1775年5月6日の租税法院の建言書は国王によって公表を禁じられましたが、1778年にひそかに刊行されましたので、租税法院は1778年4月29日に租税法院裁定を発し、その発売を禁止しました。ところが、その翌年の1779年に、われわれがいま問題としている著作が公刊され、そこには当然、さきに発売禁止処置を受けた建言書も収録されていました。そこで、租税法院は1779年2月26日に全体会議を開き、租税法院裁定によってこの著作の発売を禁止しました。その会議では、まず、検事総長のブーラ・ド・マレーユ (Alexandre-Jean Boula de Mareuil) が報告し、ついで、評定官のルイ・アシル・ディオニス・デュ・セジュールが論告をおこないます (14ページの *Extrait des Régistres de la Cour des Aides. Du 26 Février 1779* の写真版を参照のこと)。その裁定文では、この著作が「法院の権威を傷つけ、その裁定に払うべき敬意を欠き、その審議の秘密を侵す」ものとされています。バショームオンは、1779年3月1日にその日記のなかで、この文言を引用しております (Bachaumont, *Mémoires secrets pour servir à l'histoire de la République des lettres en France, etc.*, Londres 1780, t.XIII, p.298.)。さらに、バルビエもこの表現を引用しております。

問題は、この論告をなしたのが、わがディオニスであるということであります。もし、ディオニスがこの本の編者であるならば、かれは、自分で編集し刊行した書物の発売禁止令を要請したことになります。そのようなことがありうるか、という反論がありえましょう。

14) この疑問にたいしては、当時そうしたことはいつも起こっていた、と明確に答えることができます。たとえば、租税法院の院長マルゼルブは1751年から1763年まで出版統制局長をも務めておりましたが、その間に、かれはデイドロ (D. Diderot) の『百科全書 (*Encyclopédie*)』やジャン・ジャック・ルソー (J.-J. Rousseau) の『新エロイズ (*La Nouvelle Héloïse*)』や『エミール (*Emile*)』の秘密出版にたずさわり、それらの著作が、教会側からの攻撃に持ちこたえられないと知ると、その著作の発売禁止令を起草して、大法官に提出しております。この一例で十分でありましょう。出版統制の最高責任者が秘密出版を奨励した例であるからであります。マルゼルブを院長として戴く租税法院の一メンバーがこの院長の秘密の行為を密かに模倣したとしても、そこに奇妙なものはないでしょう。ディオニスのこの著作にかんして、さきのバショームオンはその日記のなかでつぎのように書いています。「租税法院は、この書物の存在を知らせ、関心ある者の好奇心をかきたてるために、そしてまた同時に、最高諸法院の慣例にしたがって、2月26日、全体会議において裁定を発し、この書物が法院の権威とその審議の秘密を侵犯するものとして、これを発売禁止処分に付した」(Ibid.)。バショームオンは、発



EXTRAIT DES REGISTRES DE LA COUR DES AIDES.

Du 26 Février 1779.

CE JOUR, Chambres assemblées, les Gens du Roi entrés en la Chambre, de l'ordonnance d'icelle, M^e ALEXANDRE-JEAN BOULA DE MAREUIL, Avocat Général, portant la parole, ont dit: Nous apportons à la Cour un in-4^o. contenant 776 pages, ayant pour titre: *Mémoires pour servir à l'Histoire du Droit Public de la France en matière d'impôts, ou Recueil de ce qui s'est passé de plus intéressant à la Cour des Aides depuis 1756 jusqu'au mois de Juin 1775, imprimé à Bruxelles en 1779*: En tête de ce Recueil est un Avis de l'Editeur, & à la fin il y a une Table alphabétique, qui présente sous une

forme historique l'analyse complète des matières. Ce Recueil commence par ces mots, *Ce jour le, &c.* & finit par ceux-ci; *si glorieusement parcouru*. Il ne fait que paroître dans le Public. Sa Division embrasse trente-trois Chapitres, dans lesquels sont principalement renfermés des Discours prononcés lors des Séances des Princes & Pairs, des Remontrances présentées au Roi par la Cour, enfin des Délibérations qu'elle a cru devoir prendre, tant pour le bien public, l'intérêt de l'Etat, & l'honneur de la Compagnie, que relativement à des affaires de Particuliers, dont l'importance devoit fixer son attention. L'Editeur de ce Recueil ne s'est pas borné à se permettre de retracer les événements passés à ces époques, dont il seroit à désirer que le souvenir pût s'effacer de la mémoire; il s'est érigé en Censeur; il a ajouté à sa collection des Notes qui contiennent des réflexions indiscrettes, hasardées, des traits satyriques, indignes de trouver place à côté de Délibérations, dont la sagesse & la circonspection forment le caractère distinctif: il a été plus loin encore, il a osé faire réimprimer & insérer dans son Recueil un imprimé furtif, intitulé: *Très-humbles & très-respectueuses Remontrances que présentent au Roi, notre très-honoré & souverain Seigneur, les Gens tenans sa Cour des Aides à Paris, le 6 Mai 1775*, quoique la Cour par son Arrêt du 29 Avril 1778 en ait ordonné la suppression. Cette édition clandestine présente d'un côté le

projet de donner aux Délibérations de la Cour, & aux différens actes que sa prudence & son inviolable attachement aux intérêts de l'Etat lui ont dictés, une publicité qui n'a jamais été dans son intention; & de l'autre une désobéissance & une contravention répréhensibles à l'Arrêt de la Cour du 29 Avril 1778. Il est donc de notre ministère de vous déferer ce Recueil, comme contraire à l'ordre public, & attentatoire à votre autorité: Nous en laissons un Exemplaire sur le Bureau avec nos Conclusions par écrit, pour en requérir la suppression.

Les Gens du Roi retirés:

Lecture dudit imprimé: Conclusions du Procureur Général du Roi: Oui le Rapport de M^e LOUIS-ACHILLES DIONIS DU SEJOUR, Conseiller: la matière mise en délibération; LA COUR a ordonné & ordonne que ledit imprimé sera & demeurera supprimé comme attentatoire à l'autorité de la Cour, & contraire au respect dû à ses Arrêts & au secret de ses Délibérations. Ordonne qu'il sera informé contre l'Auteur dudit imprimé, Complices, Fauteurs & Adhérens pardevant le Conseiller Rapporteur que la Cour a commis à cet effet. Enjoint à tous ceux qui en ont des Exemplaires de les apporter incessamment au Greffe de la Cour pour y être pareillement supprimés. Fait défenses à tous Imprimeurs, Libraires, Colporteurs & autres,

d'imprimer, vendre ou distribuer ledit Imprimé; sous telles peines qu'il appartiendra. Ordonne que le présent Arrêt sera imprimé, publié & affiché par-tout où besoin sera. FAIT à Paris, en la Cour des Aides, les Chambres assemblées, le vingt-six Février mil sept cent soixante-dix-neuf. Collationné, Signé, LEPRINCE.

A Paris, chez KNAPEN & Fils; Lib.-Imp. de la Cour des Aides, au bas du Pont S. Michel. 1779.

売禁止令が当該書物の広告手段であることを自明のこととしているわけであり、これは今も昔も変わらぬ真理であり、あのヴォルテール (Voltaire) もこの事実をさかんに利用しておりました。

15) 以上述べてきたことから、決定的な証拠はないとはいえ、この書物の編者はオージェであるとするよりも、ディオニスであるとするのが適切であると考えます。それにこうした問題では、「決定的な」証拠の発見は多くの場合不可能でありましょう。

ディオニスの伝記的研究がもし存在すればきわめて有益ですので、この点では貴センターのご教示を乞いたいと考えます。敬白

1996年5月14日

一橋大学社会科学古典資料センター御中

(京都大学名誉教授)